

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和6年1月1日施行）

⇒都道府県・市町村は、国の「認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）」を基本とし、各地域の実情に即した自治体ごとの「認知症施策推進計画」を策定するよう努めなければならないとされている。

<計画策定方法>

○独立した形で「認知症施策推進計画」を検討・策定

又は、

○10期の介護保険事業（支援）計画等と一体的に検討・策定

の2通りの進め方が想定される。（柔軟に対応）

⇒いずれの場合も、地域住民である認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者が参画した上で、各地域において、目指すべき「共生社会」のあり方を検討・議論し、各地域での実態や課題に即して施策を検討することが求められる。

各地域の認知症の人の声を聴き、各地域での課題を明らかにした上で、都道府県等の認知症施策に反映させることが重要。

（地域で暮らす認知症の人と家族等と共に立案、実施、評価することが欠かせない。）

その他関連する計画と「調和が保たれていること」

<都道府県等の担当者に意識してほしい考え方・心構え>

- 1 認知症と共に生きる人を権利の主体として、その基本的人権を本人及び社会全体として確保・実現するという権利ベースの考え方を根幹におく。
- 2 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進する。
- 3 まずは施策を立案、実施、評価する行政職員が、認知症の人と家族等の暮らしや活動の現場に出向き、認知症の人と家族等と共に過ごし、対話を重ね、意見を交わす。そのなかで自分なりの「新しい認知症観」を獲得する。
- 4 認知症の人の声を起点に、各地域での課題を明らかにした上で、認知症の人と家族等と共に、地域のあるべき姿を描く。「暮らしやすい地域」に向けて、認知症の人と家族等および医療・介護に留まらない多様な部局・関係者と共にまちづくりに取り組む。
- 5 計画策定そのものを目的化するのではなく、地域のあるべき姿を実現するための手段として活用する。
- 6 国の基本計画に記載された内容について、網羅的にまんべんなく実施するのではなく、各自治体の実態に合わせ優先順位を付け、重点的に取り組む施策を検討する。
- 7 地域のあるべき姿の実現については、新規施策の実施にかかわらず、これまでに各自治体において実施してきた既存施策についても、認知症の人と家族等と共に見直し、検討し直す。

<都道府県等にて計画の内容を検討する際の留意点>

基本的施策①認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・一人一人の希望に応じた多様な「本人発信」のあり方を認知症の人と共に考える
- ・認知症サポーターの養成および活動につながる環境整備を認知症の人と共に推進する
- ・教育機関や行政機関、企業等と連携し、分かりやすい周知・広報を継続的に実施する

基本的施策②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・生活等を営む上での障壁（バリア）を認知症の人と共に明確にする
- ・ハード・ソフト両面における障壁の除去に向けた方法を認知症の人と共に考える
- ・認知症の人の日常生活に係る多様な部局と連携する
- ・認知症の人の日常生活に係る多様な企業・団体と連携する
- ・認知症の人の「実現したい暮らし」を起点としてチームオレンジを整備する
- ・独居の認知症の高齢者が社会的支援につながりやすい地域づくりを推進する
- ・災害対応に向けた取組を地域の認知症の人や家族等の参画・対話を基に進める
- ・金銭管理や消費行動を安心して行える環境を整備する

基本的施策③認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・「社会参加」の機会を確保することの目的を認知症の人と共に考える
- ・一人一人の希望に応じた多様な「社会参加」のあり方を認知症の人と共に考える
- ・多様なピアサポート活動等を促進する
- ・認知症の人の発信を地域の社会参加の機会の創出につなげる
- ・謝礼等を受け取る仕組みも活用しつつ、介護事業所等と企業等の連携を推進する
- ・若年性認知症支援コーディネーターと連携し・協働し、自分らしい生活の継続を支える

基本的施策④認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

- ・いかなる場合も本人に意思決定能力があることを前提とし、意思決定支援を行う
- ・幅広い対象に対して、わかりやすい形で意思決定支援等に関する情報提供を行う
- ・消費者被害防止に向けて機関を越えた連携体制を構築する

基本的施策⑤保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等

- ・都道府県・指定都市が中心となり、認知症疾患医療センターの課題やニーズを把握する
- ・認知症サポート医の活動や役割を明確にしつつ、地域の相談体制・医療提供体制を強化する
- ・多様な専門職が訪問し、包括的にサポートする認知症初期集中支援チームのアウトリーチ機能を生かした連携体制を検討する。
- ・各市町村での認知症地域支援推進員の位置付け・役割を明確にする
- ・若年性認知症の人の地域生活サポートをできるよう、都道府県・市町村での連携体制を強化する
- ・緊急時にも認知症の人の意思を尊重できるサポート体制を構築する
- ・専門職の認知症に関する考え方をアップデートできるような教育体制を整える

基本的施策⑥相談体制の整備等	
・住民主体の活動等とも連携し、相談体制の整備と地域づくりを一体的に推進する ・認知症の人と家族等が互いに支えあう活動を推進する ・多様な背景・ニーズをもった認知症の人に対する相談体制を整備する ・治療や介護と仕事の両立に向けた企業等の取組を支援する ・認知症の人と家族等と共に認知症ケアパスを作成・更新・周知する	
基本的施策⑦研究等の推進等 —	
基本的施策⑧認知症の予防等	
・新しい認知症観に立って予防の趣旨・目的等の普及啓発を行う ・科学的知見を踏まえて取り組む事業・導入サービスを検討する ・住民に身近な保健医療福祉サービス機関と専門的医療機関が連携して早期の気づき・対応を促進する	
基本的施策⑨認知症施策の策定に必要な調査の実施 —	
基本的施策⑩多様な主体の連携	
基本的施策⑪地方公共団体に対する支援 —	
基本的施策⑫国際協力 —	